

【岩手県】令和6年度脱炭素に係る補助事業のお知らせです！

県では、家庭や事業所向けに、脱炭素の取組みを進めるため、各種補助事業を実施しています。町としても、地球温暖化対策の一環として、ちょうみんグリーンアクションを策定し、家庭や事業所の皆様に様々な取組んでいただいています。さらに、省エネや再エネの取組みを推進していくため、補助事業をご活用ください。詳細は岩手県ホームページをご覧ください。なお、各種補助金に関する問い合わせにつきましては、岩手県環境生活部環境生活企画室グリーン社会推進担当(☎ 019-629-5271)までご相談ください。



■家庭編 ・省エネ住宅を新築したい

対象	補助率等	事業名
ZEHを上回る基準、太陽光発電設備、HEMS、蓄電池	定額、1/3又は2/3 (上限257.3万円)	いわて省エネルギー住宅建設推進事業費補助金
省エネ基準等を満たした建築費用の一部(省エネ証明の取得が必須)	10万円	住みたい岩手の家づくり促進事業
県産木材の使用量等に応じて建築費用の一部	基本額10～15万円	いわて木づかい住宅普及促進事業

・省エネ住宅にリフォームしたい

対象	補助率等	事業名
省エネ基準等を満たしたリフォーム費用の一部(省エネ証明の取得が必須)	10万円	住みたい岩手の家づくり促進事業
県産木材の使用量等に応じて建設費用の一部	基本額10～15万円	いわて木づかい住宅普及促進事業

■事業所編 ・太陽光発電設備を導入したい

対象	補助率等	事業名
県内の事業者が行う一定規模(20kW以上)以上の自家消費型太陽光発電設備を設置する費用の一部を補助	(1) 中小事業者等：出力に1kW当たり5万円を乗じて得た額(上限額50,000千円) (2) 中小事業者等以外：出力に1kW当たり3万円を乗じて得た額(上限額30,000千円)	事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置事業

・省エネ機器に交換したい

対象	補助率等	事業名
既存の設備を高効率な空調機器、照明機器(LED、再エネ一体型屋外照明)、給湯機器及び換気設備へ更新する費用の一部を補助(県内に拠点を持つ中小事業者等)	・上限額50～80万円 ・補助率1/2	事業者向け省エネルギー対策推進事業

・EV等に乗りたい

対象	補助率等	事業名
中小事業者等が再生可能エネルギー導入及びEV等の導入に要する経費の一部を補助(県内に拠点を有する中小事業者等)	ア 太陽光発電設備 50千円/kW イ 蓄電池 最大63千円/kWh ウ EV・PHV 20千円/kWh エ 充放電設備 1/2	事業者向けEV等導入事業
運輸部門の取組を促進するため、タクシー・バス等のEV、PHVの導入及び充電インフラ設備導入に対して支援	ア EV・PHV タクシー 1/4(上限60万円、30万円) イ EVバス 1/3(上限2,000万円) ウ 充電インフラ設備 1/4(上限95万円)	EV等普及促進事業

身近に「空き家」ありませんか？

空き家利活用補助金・空き家除却補助金のお知らせ

☎ 商工観光課定住促進係(内線2331)

空き家利活用事業補助金(交流施設等)

空き家を交流施設等として活用するための改修費用の一部を補助します。

■補助条件

- ▶ 築20年以上経過した住宅用の空き家であること
 - ▶ 所有権登記が完了した日または賃貸借契約を締結した日から1年以内のもの
 - ▶ 補助対象事業を10年以上継続すること など
- ※詳細は、商工観光課にご確認ください。

■補助金額 改修工事費用の2/3(税抜千円未満切捨)。上限額は150万円。

■対象工事 ▶ 台所、浴室、洗面所または便所の改修 ▶ 給排水、電気またはガスの設備改修

▶ 内装、外装の改修

■交付件数 3件程度

■申請期限 令和6年11月29日(金)※予算がなくなりしだい、終了となります。

○その他、空き家に関するお困りごとがある場合は、お気軽にご相談ください。
(相談例) ▶ 所有している空き家を活用、除却したい ▶ 近場にある空き家で困っている ▶ 空き家の補助金について知りたい など

空き家除却補助金

生活環境の保全等のため、空き家の除却工事費用の一部を補助します。

■補助条件

- ▶ 1年以上居住がないもの
 - ▶ 住宅用の空き家であること
 - ▶ 倒壊、部材の落下等の危険性があり、周囲に悪影響を及ぼすもの など
- ※詳細は、商工観光課にご確認ください。

■補助金額 除却費用の4/5(税抜千円未満切捨) 上限額は、空き家の保存状態により異なります(50万円または100万円)。※家財道具の撤去、運搬および処分に要する費用は補助対象外

■対象工事 次の全てに該当するもの

▶ 町内業者が施工する除却工事

▶ 本補助金の交付決定後に契約して着手する除却工事

■交付件数 7件程度

■募集期間 令和6年7月31日(水)

■その他 ▶ 申請されたものに対し、8月中旬に町職員が現地確認を行い、審査します。

▶ 申請が多数あった場合、保存状態が悪いものから優先して交付します。



草刈と病害虫防除は実施時期に気を付けましょう！

8月中旬に草刈りをすると雑草等に生息するカメムシが水稻に飛び移り米の品質が低下しますので、農家・非農家を問わず、水稻作付圃場周辺の草刈りは、極力7月中に行っていただきますようご協力をお願いします。また、8月になると、水田でコメの品質を落とす斑点米カメムシ類の防除が始まりますが、近年、この防除に関連すると思われる蜜蜂の死亡事例が発生しています。斑点米カメムシ類の防除に当たっては、水稻生産者と蜜蜂飼育者の間で、事前に農薬散布に際しての注意事項や巣箱の移動などについて十分話し合い、被害の防止に努めてください。

なお、農薬散布する際は、次の点に留意してください。

- ▶ 農薬を散布する時は、周辺住民の方に事前にお知らせするなど周辺に配慮しましょう。
- ▶ 学校、保育所、公園等の公共施設、住宅地に隣接した農地の管理にあたっては、住民や子供等への健康被害が生じないように、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。
- ▶ 農薬の散布は無風又は風が弱いときに行い、周辺への飛散を防止しましょう。
- ▶ 農薬は、商品によって目的・使用方法が異なります。ラベル等で適用作物、効果、使用方法を確認して正しく扱きましょう。
- ▶ 農薬を使用した際は、使用履歴を帳簿・日誌等に記録するようにしましょう。
- ▶ 農業用ドローンなど防除機器・散布装置を使用する際は、機器の機能や性能を正しく理解して使用しましょう。

☎ カメムシ防除：JA 岩手ふるさと金ケ崎地域センター(☎ 43-2771) 奥州農業改良普及センター(☎ 35-6742)

ミツバチ危機被害防止：県南広域振興局農政部(☎ 22-2842)